

令和4年度 教育委員会

(第12回定例会)

開催日 令和5年3月7日



笛吹市

笛吹市教育委員会

令和4年度3月定例教育委員会会議日程

日 時 令和5年3月7日(火)午後2時00分開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302、303 会議室

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(3月議事録：高野委員、久保田委員)
- 4 教育長の報告
- 5 各課からの報告
- 6 議事
 - ・報告第8号
令和5年笛吹市議会第1回定例会提出議案等について
 - ・報告第9号
教育長職務代理者の指名について
 - ・議案第11号
 - ・笛吹市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則
 - ・笛吹市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則
 - ・笛吹市学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の一部を改正する規程
 - ・笛吹市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程
 - ・議案第12号
笛吹市教育委員会公印規則の一部を改正する規則
 - ・議案第13号
笛吹市教育委員会の後援及び共催に関する取扱要綱について
 - ・議案第14号
笛吹市八田御朱印公園条例施行規則の一部を改正する規則について
- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和5年4月7日(金)
午後2時～ 市民窓口館 302・303 会議室

報告第8号（3月）

令和5年笛吹市議会第1回定例会提
出議案等について

教育委員会

令和5年笛吹市議会第1回定例会日程（案）

（会期31日間）

月 日	曜日	時間	会 議 名	事 項	その他
2 月 3 日	金			質疑・質問通告書発送	
2 月 6 日	月				
2 月 7 日	火			質疑・質問受付開始	
2 月 8 日	水				
2 月 9 日	木				
2 月 10 日	金				
2 月 11 日	土				建国記念の日
2 月 12 日					
2 月 13 日	月				
2 月 14 日	火	10:00 15:00	議会運営委員会 議会全員協議会 会派別意見交換会	会期日程等協議	告示・議案書配布
2 月 15 日	水				
2 月 16 日	木				
2 月 17 日	金			・ 質疑・質問通告期限(正午まで) ・ 通告確認及び許可(15:00)	
2 月 18 日					
2 月 19 日					
2 月 20 日	月				
2 月 21 日	火	13:30	本 会 議	市長施政方針・提出議案説明	
2 月 22 日	水		休 会		
2 月 23 日	木		休 会		天皇誕生日
2 月 24 日	金		休 会		
2 月 25 日			休 会		
3 月 26 日			休 会		
3 月 27 日	月		休 会		
3 月 28 日	火		休 会		
3 月 1 日	水		休 会		県立高校卒業式（予定）
3 月 2 日	木	10:00	本 会 議	質疑及び代表質問	
3 月 3 日	金	10:00	本 会 議	質疑及び一般質問・付託	
3 月 4 日			休 会		
3 月 5 日			休 会		
3 月 6 日	月	10:00	本 会 議	質疑及び一般質問（予備日）	
3 月 7 日	火	9:00	休 会	常任委員会（付託事件審査）	
3 月 8 日	水	9:00	休 会	常任委員会（付託事件審査）	
3 月 9 日	木		休 会	（常任委員会予備日）	
3 月 10 日	金		休 会	委員長報告調製	
3 月 11 日			休 会		
3 月 12 日			休 会		
3 月 13 日	月	10:00 11:00 13:30	議会運営委員会 議会全員協議会 本 会 議	各委員会の審査報告・討論・採決	
3 月 14 日	火	9:00	休 会	常任委員会（付託事件審査（当初予算））	
3 月 15 日	水	9:00	休 会	常任委員会（付託事件審査（当初予算））	
3 月 16 日	木	9:00	休 会	常任委員会（付託事件審査（当初予算））	
3 月 17 日	金		休 会		
3 月 18 日			休 会		
3 月 19 日			休 会		
3 月 20 日	月		休 会		
3 月 21 日	火		休 会		春分の日
3 月 22 日	水		休 会	委員長報告調製	
3 月 23 日	木	10:00 11:00 13:30	議会運営委員会 議会全員協議会 本 会 議	各委員会の審査報告・討論・採決	

令和 5 年度 当初予算概要

笛吹市 総合政策部 財政課

一 般 会 計

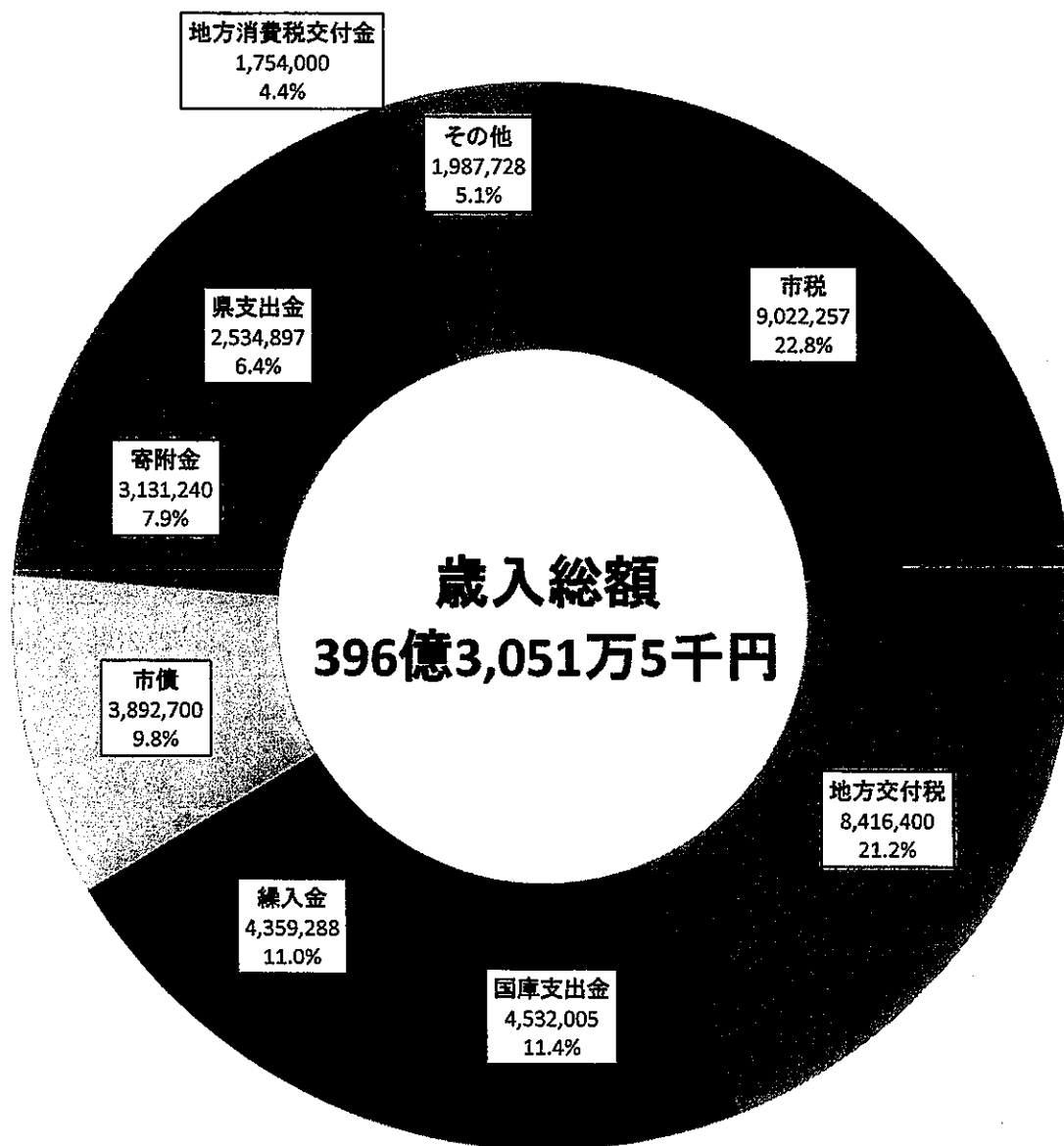
歳入予算款別総括表

(単位:千円 %)

	款名称	5年度見積り	構成比	4年度予算	構成比	比較	増減率
1	市税	9,022,257	22.8	8,773,617	22.6	248,640	2.8
2	地方譲与税	264,500	0.7	273,000	0.7	△ 8,500	△ 3.1
3	利子割交付金	1,100	0.0	6,700	0.0	△ 5,600	△ 83.6
4	配当割交付金	49,900	0.1	29,000	0.1	20,900	72.1
5	株式等譲渡所得割交付金	36,200	0.1	51,000	0.1	△ 14,800	△ 29.0
6	法人事業税交付金	139,600	0.4	118,400	0.3	21,200	17.9
7	地方消費税交付金	1,754,000	4.4	1,605,800	4.1	148,200	9.2
8	ゴルフ場利用税交付金	37,500	0.1	33,500	0.1	4,000	11.9
9	環境性能割交付金	29,200	0.1	38,500	0.1	△ 9,300	△ 24.2
10	地方特例交付金	61,100	0.2	69,700	0.2	△ 8,600	△ 12.3
11	地方交付税	8,416,400	21.2	8,370,800	21.5	45,600	0.5
12	交通安全対策特別交付金	7,500	0.0	7,500	0.0	0	0.0
13	分担金及び負担金	457,591	1.2	474,200	1.2	△ 16,609	△ 3.5
14	使用料及び手数料	176,308	0.4	185,459	0.5	△ 9,151	△ 4.9
15	国庫支出金	4,532,005	11.4	4,761,453	12.2	△ 229,448	△ 4.8
16	県支出金	2,534,897	6.4	2,714,783	7.0	△ 179,886	△ 6.6
17	財産収入	89,174	0.2	82,811	0.2	6,363	7.7
18	寄附金	3,131,240	7.9	2,528,930	6.5	602,310	23.8
19	繰入金	4,359,288	11.0	3,919,291	10.1	439,997	11.2
20	繰越金	400,000	1.0	400,000	1.0	0	0.0
21	諸収入	238,055	0.6	230,451	0.6	7,604	3.3
22	市債	3,892,700	9.8	4,205,700	10.8	△ 313,000	△ 7.4
	(うち 臨時財政対策債)	174,800	0.4	403,700	1.0	△ 228,900	△ 56.7
歳入合計		39,630,515	100.0	38,880,595	100.0	749,920	1.9

○ 臨時財政対策債:国の財源不足により、地方交付税の替わりとして発行する市債。後年、全額が地方交付税に算入される。

(単位 : 千円)

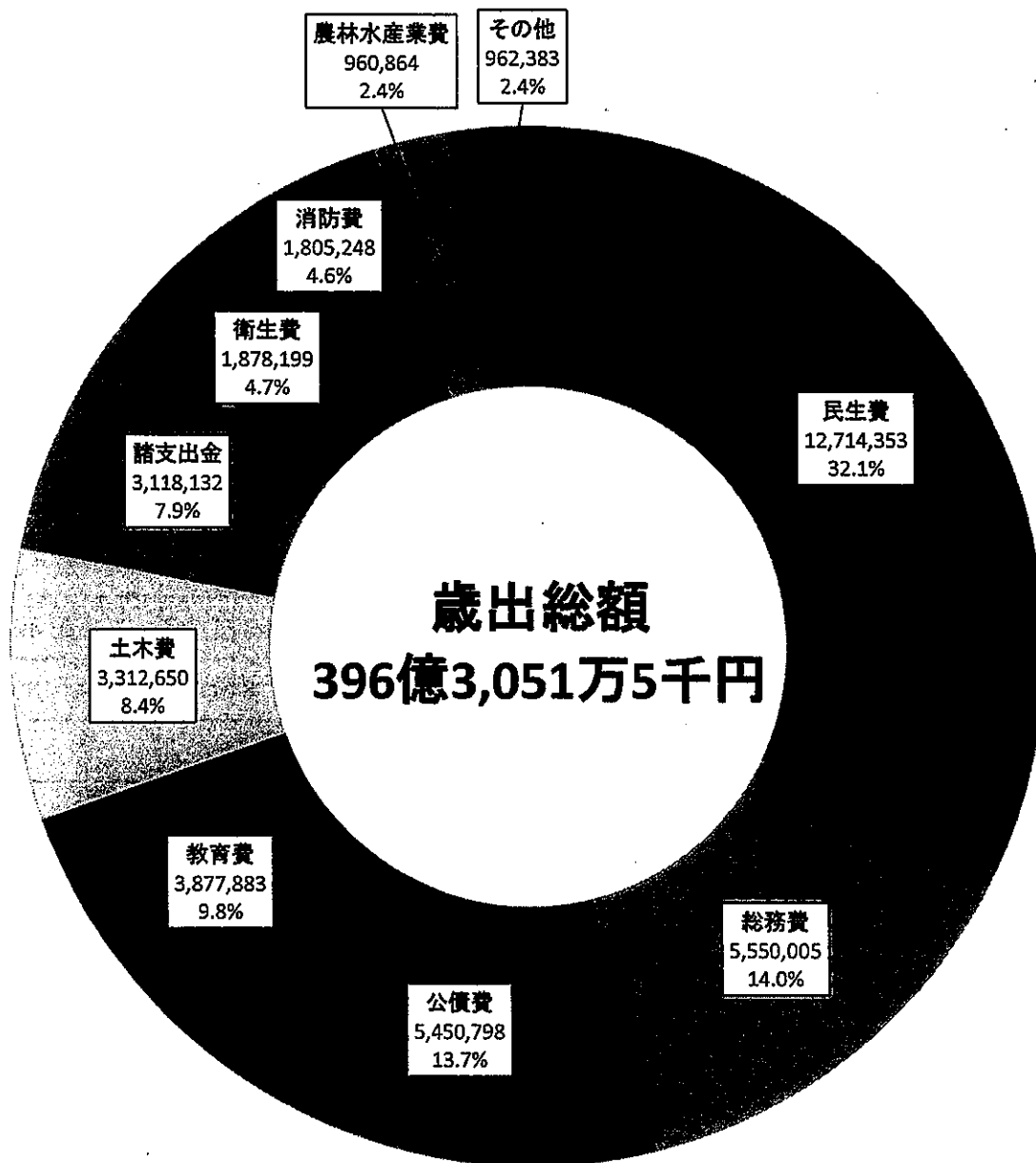


歳出予算款別総括表

(単位:千円 %)

	款名称	5年度見積り	構成比	4年度予算	構成比	比較	増減率
1	議会費	221,384	0.6	249,501	0.6	△ 28,117	△ 11.3
2	総務費	5,550,005	14.0	5,154,753	13.3	395,252	7.7
3	民生費	12,714,353	32.1	11,837,406	30.4	876,947	7.4
4	衛生費	1,878,199	4.7	1,931,350	5.0	△ 53,151	△ 2.8
5	労働費	15,208	0.0	12,320	0.0	2,888	23.4
6	農林水産業費	960,864	2.4	1,072,099	2.8	△ 111,235	△ 10.4
7	商工費	595,791	1.5	567,488	1.5	28,303	5.0
8	土木費	3,312,650	8.4	4,051,873	10.4	△ 739,223	△ 18.2
9	消防費	1,805,248	4.6	1,333,658	3.4	471,590	35.4
10	教育費	3,877,883	9.8	4,605,093	11.8	△ 727,210	△ 15.8
11	災害復旧費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
12	公債費	5,450,798	13.7	5,415,611	13.9	35,187	0.6
13	諸支出金	3,118,132	7.9	2,519,443	6.5	598,689	23.8
14	予備費	130,000	0.3	130,000	0.3	0	0.0
	歳出合計	39,630,515	100.0	38,880,595	100.0	749,920	1.9

(単位 : 千円)



重点事業予算措置状況

(単位:千円)

	事業名	見積額	事業概要	所管部署
1	園御坂学童保育施設整備事業	195,250	現在分散している御坂学童保育施設を集約し、新たな学童保育施設を整備する。令和5年度は設計業務を行う。	子供すこやか部 子育て支援課
2	園芦川小学校屋内運動場改修事業	2,794	芦川地区において、学童保育を実施するため、芦川小学校屋内運動場を改修し、学童保育施設を整備する。令和5年度は、設計業務を行う。	子供すこやか部 子育て支援課
3	園石和第一保育所施設整備事業	50,535	建設から46年経過し、老朽化が著しい石和第一保育所を改築する。令和5年度は用地取得を行う。	子供すこやか部 保育課
4	私立保育所等施設整備事業	215,250	Olive保育園、かすがい東保育所、山梨英和プレストンこども園の各園舎の新築、改修等に係る事業に対して、補助金を交付する。	子供すこやか部 保育課
5	園児童発達支援センター推進事業	0	児童の発達について悩みを抱えた家族への支援、市内にある障害児に関わる施設（事業所）への援助、助言を行う「児童発達支援センター」の開設に向けた検討を行う。	保健福祉部 障害福祉課
6	子育て世代住宅取得補助事業	51,150	子育て世代の本市への移住、定住を促進するため、子育て世代で新規に住宅を取得する予定の者に対し補助金を交付する。	総合政策部 企画課
7	園国民健康保険税18歳以下均等割減免事業	16,360	令和5年度から、市独自に均等割減免対象範囲を18歳まで拡大し減免を行う。	市民環境部 国民健康保険課
8	園障害者基本条例制定事業	0	障害の有無に関わらず誰もが共生できる地域社会を実現することを目的に、障害者支援についての基本理念や市の責務等を包含した障害者基本条例を制定する。	保健福祉部 障害福祉課
9	特殊詐欺対策アダプタ取付費用補助事業	740	高齢者が特殊詐欺の被害にあうことを防止するため、高齢者の居宅電話機に、特殊詐欺対策アダプタを取り付ける費用を補助する。	保健福祉部 長寿支援課
10	園アクティブシニア応援事業	1,000	高齢者が、健康で生きがいのある生活が送れるよう、健康づくりや趣味活動等を行う団体の活動に補助金を交付し、高齢者の社会参加活動を促進する。	保健福祉部 長寿支援課
11	園高齢者ごみ出し支援事業	8,352	75歳以上の住民税非課税世帯で、要介護度1以上の認定を受けている者のみによって構成されている世帯を対象に、ごみ出し支援を行う。	保健福祉部 長寿支援課
12	学校トイレ洋式化検討事業	0	児童生徒に快適な教育空間を提供するため、リース方式を採用して、市内小中学校のトイレ洋式化を図る。	教育委員会 教育総務課
13	御坂中学校校舎等改築事業	301,050	安全・安心で適正な学校教育環境を確保するため、老朽化している御坂中学校校舎の改築及び柔剣道場の改修を行う。令和5年度は、校舎及び柔剣道場の設計業務、部室棟の改築等を行う。	教育委員会 教育総務課
14	園学校給食アレルギー対応事業	12,935	食物アレルギーを持つ児童生徒も給食の時間を安んずかつ楽しく過ごせるとともに、保護者の負担の軽減が図れるよう、食物アレルギーに対応した給食の提供を行う。令和5年度は、御坂学校給食共同調理場及び八代学校給食センターの改修並びに春日居学校給食共同調理場及び石和中学校給食調理場の改修に係る設計業務を行う。	教育委員会 学校教育課
15	園御坂生涯学習センター整備事業	235,300	御坂農村環境改善センターの解体に伴い、社会教育施設としての機能を移転するため、御坂福祉センターを御坂生涯学習センターとして改修する。	教育委員会 生涯学習課

(単位:千円)

	事業名	見積額	事業概要	所管部署
16	スポーツ振興事業	1,758	市民がスポーツに興味を持ち、スポーツを始めるきっかけとなるよう、オリンピックやトップアスリートなどを招き、指導や講演会を実施する。	教育委員会 生涯学習課
17	多目的芝生グラウンド整備事業	42,443	多目的芝生グラウンドの整備に向け、基本計画に基づき、多目的芝生グラウンド基本設計等を行う。	総合政策部 政策課
18	国世界農業遺産認定活用事業	6,115	峡東地域の果樹農業が世界農業遺産に認定されたことを契機として、新たな観光コンテンツを造成し広く周知することで、国内外の観光客誘致につなげる。	産業観光部 観光商工課
19	新道峠展望台環境整備事業	142,067	FUJIYAMAツインテラスの周辺環境整備を行い、更なる利用者の満足度向上につなげる。令和5年度は、ずずらん群生地駐車場に観光施設を整備する。	産業観光部 観光商工課
20	国果実盗難防止システム構築事業	2,338	果実盗難への対策として、圃場へのセンサーシステムを開発し、農業経営体が安心して生産活動を行うことができる環境を整備することで、市の基幹産業である農業の振興につなげる。	産業観光部 農林振興課
21	国収入保険加入補助事業	5,186	自然災害や盗難被害を受けた際に保険給付を受けることができる、収入保険への加入促進を図り、市の基幹産業である農業の振興につなげる。	産業観光部 農林振興課
22	笛吹市農業塾推進事業	8,400	相談や支援を求める農業経営体のための総合窓口として、農業経営体が抱える諸問題の解決を図り、市の基幹産業である農業の振興につなげる。	産業観光部 農林振興課
23	石橋産業導入地区基盤整備事業(道路改良事業)	41,844	企業誘致に必要な基盤整備として、石橋産業導入地区の市道拡幅整備を実施する。	建設部 土木課
	石橋産業導入地区基盤整備事業(水道事業)	19,316	積極的な企業誘致を進めていくため、石橋産業導入地区の基盤整備として、水道管布設工事を実施する。	公営企業部 水道課
	石橋産業導入地区基盤整備事業(公共下水道事業)	62,513	積極的な企業誘致を進めていくため、石橋産業導入地区の基盤整備として、下水道管布設工事を実施する。	公営企業部 下水道課
24	国空き店舗解消補助事業	7,200	地域のにぎわい、活力を創出するため、市内空き店舗への新規出店希望者に対し、店舗改修経費等に対し補助金を交付する。	産業観光部 観光商工課
25	ふるさと納税事業	1,864,901	ふるさと納税寄附額の目標を31億円とし、寄附額を増額するため、さらなるPR活動及び新規の返礼品の開発に取り組む。	総合政策部 企画課
26	国市道1-5号線・1-8号線道路改良事業	10,500	都市計画道路の代替路線として、石和町地内の市道1-5号線及び1-8号線の道路整備を行う。令和5年度は、道路改良基本設計を行う。	建設部 土木課
27	地区防災計画及びわが家の災害時行動計画策定支援事業	5,885	指定避難所単位でモデル地区を選定し、地区防災計画の策定を支援する。令和5年度は「土砂災害警戒区域」のモデル地区を選定し、計画策定を支援する。	総務部 防災危機管理課
28	防災備蓄倉庫整備事業	91,026	災害発生時に必要となる物品を保管するため、指定避難所に防災物品を備蓄する倉庫及び備蓄品を整備する。	総務部 防災危機管理課

(単位:千円)

	事業名	見積額	事業概要	所管部署
29	防災関連計画策定事業	31,829	災害対策基本法等の一部が改正及び令和4年度末に県が南海トラフ地震の被害想定を公開することから、苗吹市地域防災計画、職員初動マニュアル、業務継続計画の改定及び受援計画の策定を行う。	総務部 防災危機管理課
30	圏防災行政無線高度化事業	293,337	老朽化した防災行政無線同報系機器の更新を行うとともに、発令判断システム及び防災アプリを導入する。また、移動系無線についても更新する。	総務部 防災危機管理課
31	圏防犯カメラネットワーク化事業	1,241	道路等に設置してある防犯カメラを更新するとともにネットワーク化し、録画データをクラウド上で管理を行う。	総務部 防災危機管理課
32	個別避難計画作成事業	20,668	避難に支援を必要とする方について、避難場所、避難経路等をあらかじめ定めた個別避難計画を作成することで、災害時の円滑かつ迅速な避難につなげる。	保健福祉部 福祉総務課
33	新山梨環状道路関連道路整備事業	563,178	新山梨環状道路建設ルートに合わせ、地域住環境及び現道ルートに配慮した側道整備を行い、周辺地域の更なる活性化を図る。	建設部 土木課
34	圏消防指令センター共同運用事業	0	持続可能な消防体制の整備及び更なる消防力の強化を図ることを目的とし、国中6消防本部で消防指令業務等の共同運用を図る。	消防本部 指令課
35	圏市営温泉施設改修事業	8,283	建築から20年以上経過し、老朽化しているみさかの湯及びももの里温泉を改修する。令和5年度は、ももの里温泉改修工事設計を行う。	市民環境部 市民活動支援課
36	圏通学路緊急対策事業	20,000	通学路合同点検の結果等を基に、通学路の危険箇所の改善を行い、児童生徒の安全を確保する。	建設部 土木課
37	都市公園施設長寿命化事業	126,301	市民の憩いの場である公園を快適に利用してもらうため、公園施設の長寿命化を行い、管理者としての適正な公園維持管理を行う。令和5年度は、八代ふるさと公園遊具更新工事及びみさか桃源郷公園遊具更新工事設計を行う。	建設部 まちづくり整備課
38	圏キャッシュレス決済導入事業	3,948	戸籍住民課窓口において、各種証明書発行手数料のキャッシュレス決済を導入する。	市民環境部 戸籍住民課
39	圏窓口業務DX事業	53,817	住民異動手続き時に、来庁者が届出書を記入せずに手続きができる住民異動受付支援システムを導入する。また、戸籍証明書のコンビニ交付サービスを導入する。	市民環境部 戸籍住民課

※ 事業名は、令和5年度に重点的に取り組む事務事業の名称であり、予算科目の事業名とは異なる場合がある。

令和4年度

2月補正予算概要

笛吹市 総合政策部 財政課

(単位:千円)

(歳出)

款	当初 予算額	4月補正 (専決)予算額	6月補正 予算額	6月追加補正 (6/14)予算額	6月追加補正 (6/29)予算額	9月補正 予算額	9月追加補正 (9/30)予算額	12月補正 予算額	12月追加補正 (12/20)予算額	2月補正 予算額	計	構成比(%)
1 議会費	249,501	—	—	—	—	—	—	865	—	—	250,366	0.6
2 総務費	5,154,753	—	41,222	—	—	26,394	—	131,709	—	△11,195	5,342,883	12.2
3 民生費	11,837,406	43,394	91,709	327,585	280,383	269,121	467,601	79,473	—	25,757	13,422,429	30.8
4 衛生費	1,931,350	—	41,315	142,134	—	245,865	140,975	2,634	69,553	△3,744	2,570,082	5.9
5 労働費	12,320	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,320	0.0
6 農林水産業費	1,072,099	—	△6,830	—	—	66,209	—	5,933	—	135,685	1,273,096	2.9
7 商工費	567,488	—	870	—	—	4,401	770,903	6,742	—	89,598	1,440,002	3.3
8 土木費	4,051,873	—	—	—	—	△178,445	—	3,700	—	△196,338	3,680,790	8.4
9 消防費	1,333,658	—	17,646	—	—	800	—	23,288	—	1,221	1,376,613	3.2
10 教育費	4,605,093	—	23,123	—	—	104,432	38,500	4,309	—	△3,043	4,772,414	10.9
11 災害復旧費	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0.0
12 公債費	5,415,611	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,415,611	12.4
13 諸支出金	2,519,443	—	—	—	—	754,864	—	600,000	—	28,600	3,902,907	8.9
14 予備費	130,000	—	—	—	—	50,000	—	—	—	—	180,000	0.4
合 計	38,880,595	43,394	209,055	469,719	280,383	1,343,641	1,417,979	858,653	69,553	66,541	43,639,513	100.0

担当課	事業の概要
教育総務課	○小学校施設計画的改修事業 12,738 【概要】 令和5年度に国の学校施設環境改善交付金を活用し、春日居小学校の音楽室及び理科室に空調設備を設置する予定であったが、令和4年度国の補正予算（第2号）において実施されることとなったため、2月補正予算に前倒しして追加する。工事は令和5年10月完成を予定しているため、併せて繰越明許費の設定を行う。 【現予算額】 418,297 【補正額】 12,738 【計】 431,035 【財源】 国庫支出金 学校施設環境改善交付金 2,031 （国庫補助対象額8,490千円のうち配分基礎額6,094千円×1/3） 地方債 補正予算債 6,400 一般財源 4,307 【積算内訳】 1 工事請負費 12,738千円 春日居小学校特別教室空調設備設置工事
	○中学校施設計画的改修事業 15,477 【概要】 令和5年度に国の学校施設環境改善交付金を活用し、石和中学校の美術室、理科室A及び理科室Bに空調設備を設置する予定であったが、令和4年度国の補正予算（第2号）において実施されることとなったため、2月補正予算に前倒しして追加する。工事は令和5年10月完成を予定しているため、併せて繰越明許費の設定を行う。 【現予算額】 11,980 【補正額】 15,477 【計】 27,457 【財源】 国庫支出金 学校施設環境改善交付金 3,336 （国庫補助対象額11,000千円のうち配分基礎額10,008千円×1/3） 地方債 補正予算債 7,600 一般財源 4,541 【積算内訳】 1 工事請負費 15,477千円 石和中学校特別教室空調設備設置工事

(単位：千円)

担当課	事業の概要
学校教育課	○学力向上支援スタッフ追加配置事業 $\Delta 30,336$ 【概要】 本年度実績額を見込む中で、財源となる県補助金の減額を行うとともに、事業費の減額補正を行う。 【現予算額】 71,345 【補正額】 $\Delta 30,336$ 【計】 41,009 【財源】 県支出金 学力向上支援スタッフ配置事業補助金 $\Delta 24,877$ (補助率2/3 上限724千円×学校数) 一般財源 $\Delta 5,459$ 【積算内訳】 1 報酬 $\Delta 18,639$千円 (1) パートタイム会計年度任用職員報酬 2 職員手当等 $\Delta 4,598$千円 (1) パートタイム会計年度任用職員手当 3 共済費 $\Delta 6,884$千円 (1) パートタイム会計年度任用職員社会保険料 (2) パートタイム会計年度任用職員共済費 4 旅費 $\Delta 215$千円 (1) パートタイム会計年度任用職員通勤手当
	○スクール・サポート・スタッフ配置事業 $\Delta 3,625$ 【概要】 本年度実績額を見込む中で、財源となる県補助金の減額を行うとともに、事業費の減額補正を行う。 【現予算額】 14,567 【補正額】 $\Delta 3,625$ 【計】 10,942 【財源】 県支出金 スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金 $\Delta 715$ (補助率2/3 上限498千円×学校数) 一般財源 $\Delta 2,910$ 【積算内訳】 1 報酬 $\Delta 934$千円 (1) パートタイム会計年度任用職員報酬 2 共済費 $\Delta 2,691$千円 (1) パートタイム会計年度任用職員社会保険料 (2) パートタイム会計年度任用職員共済費

(単位：千円)

担当課	事業の概要
学校教育課	○共同調理場事業 1,450 【概要】 令和5年4月から学級数の増加等に対応するため、食器、食缶等の購入費について補正計上する。 【現予算額】 82,225 【補正額】 1,450 【計】 83,675 【財源】 一般財源 1,450 【積算内訳】 1 需用費 571千円 (1) 消耗品費 571千円 食器等 2 備品購入費 879千円 (1) 庁用・機械器具費 879千円 食缶等

消防本部

(単位：千円)

担当課	事業の概要
管理課	○被服貸与品管理事務 1,221 【概要】 令和4年度の退職者数が予定より増えたことに伴い、令和5年度の新採用予定職員数も予定より増えたため、被服貸与品の予算を増額補正する。 【現予算額】 12,373 【補正額】 1,221 【計】 13,594 【財源】 一般財源 1,221 【積算内訳】 1 需用費 1,221千円 (1) 消耗品費 1,221千円 消防学校入校時給貸与品

その他

○繰越明許費（新規分）

- 1 防犯灯設置維持管理事業 <市民活動支援課>
防犯灯設置工事（成田交差点-八代町北區間） 2,200千円
- 2 保育環境改善等事業 <保育課>
園児送迎用バス安全装置設置補助金 175千円
- 3 貨物運送事業者燃料価格高騰支援金事業 <観光商工課>
笛吹市貨物運送事業者燃料価格高騰支援金 95,000千円
- 4 県営畑地帯総合整備事業費 <農林土木課>
換地委員報償費 355千円
県営畑地帯総合整備事業負担金 243,350千円
- 5 中山間地域総合整備事業費 <農林土木課>
中山間地域総合整備事業負担金 29,520千円
- 6 農業施設整備事業 <農林土木課>
八千蔵基盤整備支線道路1号調査業務委託 11,957千円
- 7 春日居町駅周辺施設維持管理事業<まちづくり整備課>
春日居足湯施設再整備工事 10,894千円
- 8 公園維持管理事業<まちづくり整備課>
畑総事業に係るみさか桃源郷公園の補償工事 2,205千円
- 9 道路維持管理事業<土木課>
市道2-36号線（一宮北小学校付近）道路改良測量設計業務委託 4,200千円
- 10 道路構造物長寿命化事業<土木課>
市道1-10号線万年橋耐震補強・補修工事 85,340千円
- 11 市単独道路改良事業<土木課>
新道峠展望台アクセス道路改良工事 55,800千円
- 12 市単独道路改良事業<土木課>
渋川河川（石和町広瀬地内）工事に伴う道路改良工事 17,880千円
- 13 市単独道路改良事業<土木課>
市道1-24号線（御坂町成田地内）道路改良工事 23,366千円

- 14 浸水対策事業＜土木課＞
大坪浸水対策工事 20,365千円
- 15 新山梨環状道路関連道路整備事業＜土木課＞
新山梨環状道路側道土地購入費及び補償費 208,000千円
- 16 スマートIC周辺道路整備事業＜土木課＞
市道1-32号線（八代町南地内）道路改良工事 54,800千円
- 17 小学校施設計画の改修事業＜教育総務課＞
春日居小学校特別教室空調設備設置工事 12,738千円
- 18 中学校施設計画の改修事業＜教育総務課＞
石和中学校特別教室空調設備設置工事 15,477千円

報告第9号（3月）

教育長職務代理者の指名について

教育総務課

報告第9号

教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、

教育長職務代理者に次の者を指名する。

教育長職務代理者 飯田 多恵子

就 任 期 日 令和5年4月1日

令和5年3月7日

笛吹市教育委員会 教育長 望月 栄一

[根拠規定]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育長）

第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその

指名する委員がその職務を行う。

議案第11号（3月）

- ・笛吹市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則
- ・笛吹市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則
- ・笛吹市学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の一部を改正する規程
- ・笛吹市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

教育総務課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 教育総務課

題名	(平成 16 年笛吹市規則第 51 号) 笛吹市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則
	(平成 16 年笛吹市教育委員会規則第 5 号) 笛吹市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則
	(平成 16 年笛吹市教育委員会訓令第 1 号) 笛吹市学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の一部を改正する規程
	(平成 16 年笛吹市教育委員会訓令第 2 号) 笛吹市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程
趣旨 目的	現行の運用と規則等が異なるため所要の改正を行う。
概要	予算執行に係る金額を決裁区分に合わせるため等の改正を行う。 1 市長から教育委員会及び教育委員会から教育長に委任する事務の一部について、上限額を 200 万円未満から 500 万円未満とする。 2 決裁区分の支出負担行為に関する事項について、教育長欄から金額を削る(500 万円以上は市長決裁のため)。 3 支所長、館長等の決裁区分の上限を 30 万円から 100 万円とする。
経過	平成 30 年度に市長部局の決裁区分が見直され「笛吹市事務決裁規程」が改正されたことに伴い、教育委員会の「笛吹市教育委員会事務決裁規程」を同様に改正した。 しかし、決裁区分が「笛吹市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則」・「笛吹市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則」・「笛吹市学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程」と連動していることを考慮せず、決裁規程のみを改正した結果、委任内容との整合性が取れなくなったため、改正する。
関係 法令	なし
予算 措置	なし
その他	財政課と事前に協議済

笛吹市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市長

笛吹市規則第 号

笛吹市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則
の一部を改正する規則

笛吹市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則(平成 16 年
笛吹市規則第 51 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号及び第 4 号中「200 万円」を「500 万円」に改め、同条第 5 号中
「200 万円」を「500 万円」に改め、「流用」の次に「及び予備費の充用」を
加え、同条第 6 号中「200 万円」を「500 万円」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

笛吹市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則 (平成16年笛吹市規則第51号) 新旧対照表

改正案	現行
第2条 教育委員会に次の事務を委任する。 (1) 1件200万円未満の教育財産の取得及び処分に関すること。 (2) 教育委員会の所掌(以下「所掌」という。)に係る1件<u>500万円</u>未満の工事執行に関すること。 (3) 所掌に係る1件200万円未満の不用物品(物件)の売却又は処分に関すること。 (4) 所管に係る1件<u>500万円</u>未満(ガス使用料、電気使用料、水道使用料、電話料及び郵便料についてはその全額)の経費の支出決定及び契約に関すること。 (5) 所掌に係る金額が<u>500万円</u>未満の目節の流用及び<u>予備費の充用</u>に関すること。 (6) 所掌に係る1件<u>500万円</u>未満の収入及び支出命令並びに物品の出納命令に関すること。	第2条 教育委員会に次の事務を委任する。 (1) 1件200万円未満の教育財産の取得及び処分に関すること。 (2) 教育委員会の所掌(以下「所掌」という。)に係る1件<u>200万円</u>未満の工事執行に関すること。 (3) 所掌に係る1件200万円未満の不用物品(物件)の売却又は処分に関すること。 (4) 所管に係る1件<u>200万円</u>未満(ガス使用料、電気使用料、水道使用料、電話料及び郵便料についてはその全額)の経費の支出決定及び契約に関すること。 (5) 所掌に係る金額が<u>200万円</u>未満の目節の流用_____に関すること。 (6) 所掌に係る1件<u>200万円</u>未満の収入及び支出命令並びに物品の出納命令に関すること。

笛吹市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長

笛吹市教育委員会規則第 号

笛吹市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する
規則の一部を改正する規則

笛吹市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「200万円」を「500万円」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

笛吹市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第5号)新旧対照表

改正案	現行
(委任事務) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。 (1) 教育行政に関する一般方針を定めること。 (2) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び位置の変更に關すること。 (3) 1件の予定価格200万円以上の教育財産の取得及び処分を申し出ること。 (4) 県費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。 (5) 県費負担教職員の服務の監督の一般方針を定めること。 (6) 前2号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること及び懲戒を行うこと。 (7) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事を行うこと。 (8) 勤務評定に關すること。 (9) 学校、公民館及び図書館の敷地を選定すること。 (10) 1件の予定価格500万円以上の工事の計画を策定すること。	(委任事務) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。 (1) 教育行政に関する一般方針を定めること。 (2) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び位置の変更に關すること。 (3) 1件の予定価格200万円以上の教育財産の取得及び処分を申し出ること。 (4) 県費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。 (5) 県費負担教職員の服務の監督の一般方針を定めること。 (6) 前2号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること及び懲戒を行うこと。 (7) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事を行うこと。 (8) 勤務評定に關すること。 (9) 学校、公民館及び図書館の敷地を選定すること。 (10) 1件の予定価格200万円以上の工事の計画を策定すること。

(11) 教育委員会規則及びその他の重要な規程の制定及び改廃を行うこと。 (12) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。 (13) 法令又は条例に基づく委員の任命及び委嘱に関すること。 (14) 校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めると。 (15) 学齡児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、及びこれを変更すること。 (16) 市文化財を指定し、及び指定を解除すること。 (17) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。	(11) 教育委員会規則及びその他の重要な規程の制定及び改廃を行うこと。 (12) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。 (13) 法令又は条例に基づく委員の任命及び委嘱に関すること。 (14) 校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めると。 (15) 学齡児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、及びこれを変更すること。 (16) 市文化財を指定し、及び指定を解除すること。 (17) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
--	--

笛吹市教育委員会訓令第 号

笛吹市学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程及び笛吹市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程及び笛吹市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

(笛吹市学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の一部改正)

第 1 条 笛吹市学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程(平成 16 年笛吹市教育委員会訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「30 万円未満」を「100 万円未満(市立小・中学校長にあつては、30 万円未満)」に改める。

(笛吹市教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第 2 条 笛吹市教育委員会事務決裁規程(平成 16 年笛吹市教育委員会訓令第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 教育長の決定事案及び教育部長以下の共通決定事案 3 財務に関する事項(3) 支出負担行為何に関する事項(予算科目別)の表 12 の項中「500 万円以上」を削り、同表 13 の項及び 14 の項教育長の欄中「同上」を削り、同表 16 の項中「500 万円以上」を削り、同表 17 の項及び 18 の項教育長の欄中「同上」を削り、同項 20 の項中「500 万円以上」を削り、同表 21 の項教育長の欄中「同上」を削る。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

【第1条関係】 笛吹市学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程 (平成16年笛吹市教育委員会訓令第1号) 新旧対照表

改正案	現行
(学校その他の教育機関の長への委任事項) 第2条 教育長は、学校その他の教育機関の長に次の事項を委任する。 (1) 職員の6日以内の出張及びその復命に関すること。 (2) 職員の7日以内の休暇、欠勤、旅行その他の諸願い出に関すること。 (3) 1件<u>100万円未満</u> (市立小・中学校長にあっては、<u>30万円未満</u>) の物品購入及び修繕並びに印刷に関すること。 (4) 1件<u>100万円未満</u> (市立小・中学校長にあっては、<u>30万円未満</u>) の不用品の売却に関すること。 (5) 1件<u>100万円未満</u> (市立小・中学校長にあっては、<u>30万円未満</u>) の製作品の売却に関すること。 (6) 1件<u>100万円未満</u> (市立小・中学校長にあっては、<u>30万円未満</u>) の通信及び運搬に関すること。 (7) 水道、電力、電話及びガスの使用料等定例の支出決定に関すること。 (8) 1件<u>100万円未満</u> (市立小・中学校長にあっては、<u>30万円未満</u>) の諸雑費の支出に関すること。 (9) 1件<u>100万円未満</u> (市立小・中学校長にあっては、<u>30万円未満</u>) の備品の貸出しに関すること。	(学校その他の教育機関の長への委任事項) 第2条 教育長は、学校その他の教育機関の長に次の事項を委任する。 (1) 職員の6日以内の出張及びその復命に関すること。 (2) 職員の7日以内の休暇、欠勤、旅行その他の諸願い出に関すること。 (3) 1件<u>30万円未満</u> の物品購入及び修繕並びに印刷に関すること。 (4) 1件<u>30万円未満</u> の不用品の売却に関すること。 (5) 1件<u>30万円未満</u> の製作品の売却に関すること。 (6) 1件<u>30万円未満</u> の通信及び運搬に関すること。 (7) 水道、電力、電話及びガスの使用料等定例の支出決定に関すること。 (8) 1件<u>30万円未満</u> の諸雑費の支出に関すること。 (9) 1件<u>30万円未満</u> の備品の貸出しに関すること。

(10) 学校、公民館、図書館(室)等他の施設の使用に関すること。	(10) 学校、公民館、図書館(室)等他の施設の使用に関すること。
(11) 学校、公民館、図書館(室)等他の施設使用料の徴収に関するこ と。	(11) 学校、公民館、図書館(室)等他の施設使用料の徴収に関するこ と。

【第2条関係】 笛吹市教育委員会事務決裁規程（平成16年笛吹市教育委員会訓令第2号）新旧対照表

改正案		現行																																																																															
別表第1 (第7条―第9条) 教育長の決定事案及び教育部長以下の共通決定事案 1・2 (略) 3 財務に関する事項 (1)・(2) (略) (3) 支出負担行為同に関する事項 (予算科目別)		別表第1 (第7条―第9条) 教育長の決定事案及び教育部長以下の共通決定事案 1・2 (略) 3 財務に関する事項 (1)・(2) (略) (3) 支出負担行為同に関する事項 (予算科目別)																																																																															
<table><tr><th rowspan="2">専決事項</th><th colspan="4">専決権者</th></tr><tr><th>教育長</th><th>教育部長</th><th>課長</th><th>支所長</th></tr><tr><td>1～11 (略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>12 委託料</td><td></td><td>100万円 以上500万円未満</td><td>100万円未満</td><td>100万円未満</td></tr><tr><td>13 使用料及び賃借料</td><td></td><td>同上</td><td>同上</td><td>同上</td></tr><tr><td>14 工事請負費</td><td></td><td>同上</td><td>同上</td><td>同上</td></tr><tr><td>15 原材料費</td><td></td><td>100万円 以上</td><td>100万円未満</td><td>100万円未満</td></tr><tr><td>16 公有財産購入費</td><td></td><td>100万円 以上500万円未満</td><td>100万円未満</td><td>100万円未満</td></tr></table>		専決事項	専決権者				教育長	教育部長	課長	支所長	1～11 (略)					12 委託料		100万円 以上500万円未満	100万円未満	100万円未満	13 使用料及び賃借料		同上	同上	同上	14 工事請負費		同上	同上	同上	15 原材料費		100万円 以上	100万円未満	100万円未満	16 公有財産購入費		100万円 以上500万円未満	100万円未満	100万円未満	<table><tr><th rowspan="2">専決事項</th><th colspan="4">専決権者</th></tr><tr><th>教育長</th><th>教育部長</th><th>課長</th><th>支所長</th></tr><tr><td>1～11 (略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>12 委託料</td><td>500万円以上</td><td>100万円 以上500万円未満</td><td>100万円未満</td><td>100万円未満</td></tr><tr><td>13 使用料及び賃借料</td><td>同上</td><td>同上</td><td>同上</td><td>同上</td></tr><tr><td>14 工事請負費</td><td>同上</td><td>同上</td><td>同上</td><td>同上</td></tr><tr><td>15 原材料費</td><td></td><td>100万円 以上</td><td>100万円未満</td><td>100万円未満</td></tr><tr><td>16 公有財産購入費</td><td>500万円以上</td><td>100万円 以上500万円未満</td><td>100万円未満</td><td>100万円未満</td></tr></table>		専決事項	専決権者				教育長	教育部長	課長	支所長	1～11 (略)					12 委託料	500万円以上	100万円 以上500万円未満	100万円未満	100万円未満	13 使用料及び賃借料	同上	同上	同上	同上	14 工事請負費	同上	同上	同上	同上	15 原材料費		100万円 以上	100万円未満	100万円未満	16 公有財産購入費	500万円以上	100万円 以上500万円未満	100万円未満	100万円未満
専決事項	専決権者																																																																																
	教育長	教育部長	課長	支所長																																																																													
1～11 (略)																																																																																	
12 委託料		100万円 以上500万円未満	100万円未満	100万円未満																																																																													
13 使用料及び賃借料		同上	同上	同上																																																																													
14 工事請負費		同上	同上	同上																																																																													
15 原材料費		100万円 以上	100万円未満	100万円未満																																																																													
16 公有財産購入費		100万円 以上500万円未満	100万円未満	100万円未満																																																																													
専決事項	専決権者																																																																																
	教育長	教育部長	課長	支所長																																																																													
1～11 (略)																																																																																	
12 委託料	500万円以上	100万円 以上500万円未満	100万円未満	100万円未満																																																																													
13 使用料及び賃借料	同上	同上	同上	同上																																																																													
14 工事請負費	同上	同上	同上	同上																																																																													
15 原材料費		100万円 以上	100万円未満	100万円未満																																																																													
16 公有財産購入費	500万円以上	100万円 以上500万円未満	100万円未満	100万円未満																																																																													

17	備品購入費	同上	同上	同上	
18	負担金、補助及び 交付金	同上	同上	同上	
19	扶助費	100万円 以上	100万円未 満	100万円 未満	
20	貸付金	100万円 以上500 万円未満	100万円未 満	100万円 未満	
21	補償、補てん及び 賠償金	同上	同上	同上	

別表第2 (略)

17	備品購入費	同上	同上	同上	
18	負担金、補助及び 交付金	同上	同上	同上	
19	扶助費	100万円 以上	100万円未 満	100万円 未満	
20	貸付金	500万円 以上	100万円未 満	100万円 未満	
21	補償、補てん及び 賠償金	同上	同上	同上	

別表第2 (略)

議案第12号（3月）

笛吹市教育委員会公印規則の一部を改
正する規則

教育総務課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 教育総務課

題名	(平成 16 年笛吹市教育委員会規則第 7 号) 笛吹市教育委員会公印規則の一部を改正する規則
趣旨 目的	「笛吹市公印規則」の運用に合わせ、課長印の数を 1 つに減らすため、 所要の改正を行う。
概要	教育委員会事務局には課長印が 5 個あり、全ての課長が同じ公印を保管している。 令和 4 年度に押印の見直しが行われたことにより、課長印を使用する機会が大幅に減少していることから、5 個ある課長印のうち 4 個は廃止し、教育総務課長が保管する課長印のみを残すこととする。
経過	市長部局では、文書管理システムの導入及び押印の見直しがされたことに伴い、当初 13 個あった課長印を、令和 4 年度から 1 個に減らしている。 「笛吹市教育委員会公印規則」に規定されている教育委員会の課長印は、現状も 5 個のままとなっているため、市長部局に合わせて 1 個に減らす改正を行う。
関係 法令	なし
予算 措置	なし
その他	

笛吹市笛吹市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長

笛吹市教育委員会規則第 号

笛吹市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

笛吹市教育委員会公印規則(平成 16 年笛吹市教育委員会規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 教育委員会職印の表笛吹市教育委員会課長印の項保管者の欄中「各課長」を「教育総務課長」に、同項個数の欄中「5」を「1」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

笛吹市教育委員会公印規則 (平成16年笛吹市教育委員会規則第7号) 新旧対照表

改正案		現行						
別表第1 (第4条、第6条関係)		別表第1 (第4条、第6条関係)						
1 教育委員会庁印 (略)		1 教育委員会庁印 (略)						
2 教育委員会職印		2 教育委員会職印						
公印の名称	ひな形 番号	書体	寸法 (ミリ メートル)	使用区分	保管者	個数		
削除	①							
削除	②							
笛吹市教育委員会 教育長印	③	てん書	方24	教育委員会教育 長名で発する文 書	教育総務 課長	1		
笛吹市教育委員会 教育長職務代 理者印	④	てん書	方24	教育委員会教育 長職務代理者名 で発する文書	教育総務 課長	1		
笛吹市教育委員会 教育部長印	⑤	てん書	方24	教育委員会教育 部長名で発する 文書	教育総務 課長	1		
笛吹市教育委員会 会課長印	⑥	てん書	方24	教育委員会課長 名で発する文書	各課長	5		

笛吹市立図書館⑦ 長印	てん書	方24	図書館長名で発 する文書	図書館長	1
3・4 (略)				笛吹市立図書館⑦ 長印	てん書
				3・4 (略)	
				図書館長名で発 する文書	図書館長
				1	

議案第13号（3月）

笛吹市教育委員会の後援及び共催に
関する取扱要綱について

教育総務課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 教育総務課

題名	(令和 年 笛吹市告示第 号) 笛吹市教育委員会の後援及び共催に関する取扱要綱
趣旨 目的	笛吹市教育委員会における後援及び共催の承認並びに賞状の交付について取り扱いを定める。
概要	各種団体が主催する事業に対する笛吹市教育委員会の後援及び共催の承認の審査基準、申請手続の取扱いや様式について規定する。 また教育長表彰などの賞状の交付を求められた際の取扱いについても同様に規定する。
経過	これまで各種団体が主催する事業に対して教育委員会が後援等を行う取扱いについては、内規をもって運用してきた。 また、教育長賞などの賞状の交付の依頼があった際も、後援等の承認をした案件について任意で対応してきた。 しかし、市長部局と同様に適切な運用を図る必要があるため、要綱を制定することとした。
関係 法令	笛吹市教育委員会公印規則(平成 16 年笛吹市教育委員会規則第 7 号)
予算 措置	なし
その他	

笛吹市教育委員会告示第 号

笛吹市教育委員会の後援及び共催に関する取扱要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市教育委員会の後援及び共催に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の後援及び共催の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 各種団体等が主催する事業で、教育委員会として経費又は人的負担はしないが、事業の趣旨に賛同し、その開催を間接的に支援することをいう。
- (2) 共催 教育委員会が他団体と共同して事業の主催者の一員となり、事業の運営に参画し、経費又は人的負担を伴い、責任を分担することをいう。

(後援等の名義)

第3条 教育委員会が後援及び共催(以下「後援等」という。)を行う場合の名義は、「笛吹市教育委員会」とする。

(後援等の基準)

第4条 後援等の対象事業の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国、地方公共団体その他これらに準じる団体
- (2) 教育、芸術、文化、スポーツ等の公的団体
- (3) 新聞、ラジオ、テレビその他の報道機関
- (4) その他教育長が適当と認める団体

2 後援等の対象事業は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 市民生活・福祉の向上、産業、教育、文化、スポーツ等の振興に寄与し、教育行政推進の上で特に必要と認められるもの
- (2) 事業の規模又はその及ぼす効果が広い範囲にわたること及び広く市民一般を対象とするもの
- (3) 事業の計画が明確で、主催者の事業遂行能力が十分であると判断されること。
- (4) 私的な利益を目的としないもの

- (5) 特定の宗教活動や政治活動を内容としないもの
- (6) 公序良俗に反しないものその他社会的な非難を受けるおそれのないもの

(後援等の申請)

第5条 教育委員会の後援等を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、後援等承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付し、事業実施日の30日前までに教育長に提出しなければならない。

- (1) 団体の定款、規約、会則その他これらに類する書類
 - (2) 団体の役員名簿その他これに類する書類
 - (3) 事業の開催要領、企画書その他これらに類する書類
 - (4) 参加する団体又は個人から事業運営に充てるための入場料又は参加料を徴収する場合は、収支予算書
 - (5) 新規案件の場合は、団体の過去の事業実績を明らかにする書類
- 2 前項の規定にかかわらず、毎年又は隔年、定例的に実施する事業であつて、従前に後援等を受けているものは、前回の承認時と変更がない場合に限り、前項に掲げる第1号及び第2号の書類を省略することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市の補助金を受けて行う事業の場合は、新規案件の場合であっても、補助金交付決定通知書を添付することにより、第1項に掲げる第1号及び第2号の書類を省略することができる。
- 4 申請者は、教育長の承認を受ける前に、申請に関する事業について、「笛吹市教育委員会」の字句をパンフレット、ポスターその他チラシ等の啓発物に用いてはならない。

(後援等の承認)

第6条 教育長は、前条の申請書を受理したときは、申請者に対し承認の可否について後援等承認通知書(様式第2号)又は不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

- 2 教育長は、後援等の承認をする際は、次の条件を付するものとし、違反した場合は、承認を取り消すとともに、以後、申請があつた場合に、承認をしないものとする。
- (1) 後援の承認については、事業の経費は負担しないこと。
 - (2) 承認後、事業計画に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。
 - (3) 事業の実施に当たっては、事故防止、救護体制等について十分に配慮すること。
 - (4) 当該事業を利用した営業を目的とする宣伝や販売行為は、一切行わないこと。

(賞状の交付)

第7条 教育長は、後援等の承認を受けた事業に対して公益上特に必要と認めるときは、賞状を交付することができる。

- 2 申請者は、賞状の交付を申請するときは、第5条第1項の規定による承認申請書に、同項各号に掲げる書類のほか、賞状文案等の表彰内容を明らかにする書類を添付しなければならない。
- 3 教育長は、賞状の交付について申請があったときは、その内容を審査の上交付の可否を決定し、前条第1項に規定する後援等承認通知書により、申請者に通知するものとする。
- 4 教育長は、交付する賞状に対して公印の押印が必要なときは、笛吹市教育委員会公印規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第7号)に基づき、取り扱うものとする。

(事業報告)

第8条 申請者は、後援等の承認を受けた事業が終了したときは、当該事業の終了後30日以内に後援等事業実施報告書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添付して、教育長に提出しなければならない。

- (1) プログラム、ポスター、チラシ又はその他の事業内容が明確に把握できる書類
- (2) 参加した団体又は個人から、事業の運営に充てるための入場料又は参加料を徴収した場合は、収支決算書
- (3) 賞状の交付の承認を受けた場合は、その内容が把握できる写真又は記録

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、後援等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条、第7条関係)

年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 様

申請者 住所
団体名
代表者名
電話番号

後援等承認申請書

次の事業を実施するに当たり、教育委員会の後援等を受けたいので、笛吹市教育委員会後援等及び賞状の交付に関する要綱第5条第1項(及び第7条第2項)の規定により、関係書類を添えて、申請します。

また、承認条件に違反した場合又は申請事項が事実と相違した場合は、承認を取り消されても異議ありません。

申請事項	☐ 後援 ・ ☐ 共催 ・ ☐ 賞状の交付
事業の名称	
開催期日	自 年 月 日 至 年 月 日
開催場所	
入場料の有無	☐ 有 (金額) ・ ☐ 無
事業の趣旨・目的	
主催責任者 (担当者)	役職・氏名 連絡先
後援等予定団体	
事業実績	☐ 新規 ☐ 継続
市補助金交付 の有無	☐ 有 ☐ 無

注 後援の場合は、経費その他経済的な援助は、一切求めることができません。

添付資料

- 1 団体の定款、規約、会則その他これらに類する書類
- 2 団体の役員名簿その他これに類する書類
- 3 事業の開催要領、企画書その他これらに類する書類
- 4 入場料等を徴収する場合は、収支予算書
- 5 新規案件の場合は、団体の過去の事業実績を明らかにする書類
- 6 賞状の交付を申請する場合は、賞状文案等の表彰内容を明らかにする書類

なお、継続案件(毎年又は隔年、定例的に実施する事業であって、従前において本承認を受けているもの)の場合は、前回の承認時と変更がない場合に限り、1 及び 2 の書類を省略できます。

また、笛吹市の補助金を受けて行う事業の場合は、補助金交付決定通知書を添付することにより、1 及び 2 の書類を省略できます。

様式第 2 号(第 6 条、第 7 条関係)

第 号
年 月 日

団体名

代表者名

様

笛吹市教育委員会教育長

後援等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった後援等及び賞状の交付について、承認したので、笛吹市教育委員会後援等及び賞状の交付に関する要綱第 6 条第 1 項及び第 7 条第 3 項の規定により、次のとおり通知します。

1 承認内容 ☐後援 ・ ☐共催

2 賞状の交付 ☐可 ・ ☐否(理由)

3 事業の内容

- (1) 事業の名称
- (2) 開催期日
- (3) 開催場所

4 承認の条件

- (1) 使用する名義については、「笛吹市教育委員会」とする。
- (2) 承認期間は、承認の日から 年 月 日(事業終了日)までとする。
- (3) 笛吹市教育委員会は、この事業に要する経費を負担しない(共催により、経費負担を伴う場合は、この限りでない。)。
- (4) 承認後、事業計画に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。
- (5) 事業の実施に当たっては、事故防止、救護体制等について十分に配慮すること。
- (6) 当該事業を利用した営業を目的とする宣伝や販売行為は、一切行わないこと。
- (7) 事業終了後、速やかにその結果について後援等事業実施報告書(様式第 4 号)を提出すること。

様式第 3 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

団体名

代表者名

様

笛吹市教育委員会教育長

後援等不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった後援等及び賞状の交付について、
笛吹市教育委員会後援等及び賞状の交付に関する要綱第 6 条第 1 項の規定によ
り、不承認としたので、次のとおり通知します。

1 事業の名称

2 開催期日

3 開催場所

4 理由

様式第 4 号(第 8 条関係)

年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 様

住所
団体名
代表者名
電話番号

後援等事業実施結果報告書

年 月 日付け 第 号で承認を受けた事業について、笛吹市教育委員会後援等及び賞状の交付に関する要綱第 8 条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業の名称

2 開催期日

3 開催場所

4 実施結果の概要

入場料等を徴収した事業については、必ず収支決算書を添付すること。

議案第14号（3月）

笛吹市八田御朱印公園条例施行規則 の一部を改正する規則について

文化財課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 文化財課

題名	(平成 16 年 笛吹市教育委員会規則第 28 号) 笛吹市八田御朱印公園条例施行規則の一部を改正する規則
趣旨 目的	笛吹市八田御朱印公園の有料公園施設である八田家書院の観覧日及び観覧時間を変更するため所要の改正を行う。
概要	八田家書院の観覧日を毎週土曜日、日曜日及び国民の祝日とし、平日は予約制とする。 また、観覧の開始時刻を午前 10 時に変更する。
経過	八田家書院は所有者と使用貸借契約を締結し、毎週火曜日以外を観覧日として有料で公開してきた。 令和 3 年度に実施した業務分析により、年間利用者が少数で非効率であり、営業日の削減など業務量の削減に取り組むことが望ましいとされた。 そのため業務改善計画により観覧日を毎週土曜日、日曜日及び祝日とし、平日は予約制とする。
関係 法令	笛吹市八田御朱印公園条例(平成 16 年 10 月 12 日条例第 111 号)
予算 措置	八田御朱印公園管理事業 令和 4 年度当初予算 8,557 千円 令和 5 年度当初予算 7,510 千円 計上
その他	なし

笛吹市八田御朱印公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長

笛吹市教育委員会規則第 号

笛吹市八田御朱印公園条例施行規則の一部を改正する規則

笛吹市八田御朱印公園条例施行規則(平成 16 年笛吹市教育委員会規則第 28 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 2 条関係)

有料公園施設 の名称	観覧日	観覧時間
八田家書院	毎週土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。ただし、12月27日から翌年1月7日までを除く。	午前10時から午後4時まで
	上記以外。ただし、12月27日から翌年1月7日までを除く。	午前10時から午後4時までの間において予約による。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

笛吹市八田御朱印公園条例施行規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第28号)新旧対照表

改正案		現行														
(有料公園施設の観覧日及び観覧時間) 第2条 条例第10条に規定する有料公園施設の観覧日及び観覧時間は、別表のとおりとする。ただし、笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特別の理由により必要があると認めるときは、これを変更することができる。 別表(第2条関係)		(有料公園施設の観覧日及び観覧時間) 第2条 条例第10条に規定する有料公園施設の観覧日及び観覧時間は、別表のとおりとする。ただし、笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特別の理由により必要があると認めるときは、これを変更することができる。 別表(第2条関係)														
<table><tr><th>有料公園施設の名称</th><th>観覧日</th><th>観覧時間</th></tr><tr><td>八田家書院</td><td>毎週土曜日、日曜日及び国民の祝日に 関する法律(昭和23年法律第178号)に 規定する休日。ただし、12月27日から 翌年1月7日までを除く。</td><td>午前10時から午後 4時まで</td></tr><tr><td></td><td>上記以外。ただし、12月27日から翌年 1月7日までを除く。</td><td>午前10時から午後 4時までの間にお いて予約による。</td></tr></table>	有料公園施設の名称	観覧日	観覧時間	八田家書院	毎週土曜日、日曜日及び国民の祝日に 関する法律(昭和23年法律第178号)に 規定する休日。ただし、12月27日から 翌年1月7日までを除く。	午前10時から午後 4時まで		上記以外。ただし、12月27日から翌年 1月7日までを除く。	午前10時から午後 4時までの間にお いて予約による。	<table><tr><th>有料公園施設の名称</th><th>観覧日</th><th>観覧時間</th></tr><tr><td>八田家書院</td><td>1月4日から12月28日まで。ただし、毎 週火曜日(この日が国民の祝日に関す る法律(昭和23年法律第178号)に当た るときはその翌日)を除く。</td><td>午前9時から午後4 時まで</td></tr></table>	有料公園施設の名称	観覧日	観覧時間	八田家書院	1月4日から12月28日まで。ただし、毎 週火曜日(この日が国民の祝日に関す る法律(昭和23年法律第178号)に当た るときはその翌日)を除く。	午前9時から午後4 時まで
有料公園施設の名称	観覧日	観覧時間														
八田家書院	毎週土曜日、日曜日及び国民の祝日に 関する法律(昭和23年法律第178号)に 規定する休日。ただし、12月27日から 翌年1月7日までを除く。	午前10時から午後 4時まで														
	上記以外。ただし、12月27日から翌年 1月7日までを除く。	午前10時から午後 4時までの間にお いて予約による。														
有料公園施設の名称	観覧日	観覧時間														
八田家書院	1月4日から12月28日まで。ただし、毎 週火曜日(この日が国民の祝日に関す る法律(昭和23年法律第178号)に当た るときはその翌日)を除く。	午前9時から午後4 時まで														